

公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会要綱

平成 22 年 9 月 22 日制定

改正 平成 24 年 1 月 11 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成 19 年規程第 26 号。以下「倫理規程」という。）第 6 条の規定に基づき設置される公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規程第 4 条第 1 項の規定に基づき理事長が定める事項に関して、理事長に意見を述べること。
- (2) 倫理規程の遵守のための体制の整備に関し、学長及び事務局長に対し意見を述べること。
- (3) 学長及び事務局長に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、倫理規程の施行に関し必要な意見を述べること。

(構成)

第 3 条 審査会は、委員 3 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、理事長が会長に会議の開催を要請するとき、又は会長が会議の開催が必要と認めたときに、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は理事長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。この場合において、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員(前条の規定により会議に出席した委員以外の者を含む。)は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議事録)

第9条 審査会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部秘書・人事課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月22日から施行する。

附 則(平成24年1月11日改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日改正)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。